

中東想定し日米共同訓練 海外での武力行使歯止めなし 戦争法案廃案を 井上議員

井上哲士参院議員は30日の安保法制特別委員会で、戦争法案を先取りして自衛隊と米軍が中東での戦闘作戦を想定した訓練を行っていることや、戦争法案が海外派兵の禁止を条文で規定しておらず、時の政府の判断でいくらでも拡大できることを厳しく追及しました。井上氏は「歯止めなき海外での武力行使につながる」として法案の廃案を主張しました。

中東想定、日米共同訓練「日本防衛」とかけ離れ

井上氏が取り上げた日米共同訓練は、昨年1月から2月にかけて米カリフォルニア州にある米陸軍戦闘訓練センターで行われたもの。陸上自衛隊(約180人)がアジアで初めて参加し、96式装輪装甲車や74式戦車を日本から持ち込んで、米陸軍ストライカー戦闘旅団(約4000人)と戦闘訓練を行いました。

中谷元・防衛相は「あくまで陸自の練度の確認、日米の相互運用性の向上を目的にしたもの」と繰り返すだけでなく、米軍公式サイトなどによると、同訓練センターは70キロメートル×50キロメートルという広大な砂漠地帯(鳥取砂丘の91倍の広さ)に五つの射撃区域、15の市街地訓練施設をもつ巨大な訓練場。大小20の集落や巨大なモスクまで設けられています。

雑誌『軍事研究』によれば、訓練期間中にアラブ系俳優が住民に扮(ふ

ん)して生活し、住民に紛れたテロリスト役も配置。ゲリラ部隊、反乱勢力、犯罪分子、および正規軍と同等の部隊など、あらゆる「敵」と対決する課題が与えられました(米陸軍ニュース)。

訓練シナリオも、「日本防衛」とはかけ離れています。設定では、仮想の国アトロピアにドノビーアが侵攻、米軍と自衛隊が反撃するという集団的自衛権行使のシナリオ。さらに自衛隊が共同で訓練した米陸軍第

「必要最小限」の規定困難 海外派兵の一般的禁止 法律に根拠なし

安倍晋三首相は、集団的自衛権の行使を容認した「武力行使の新3要件」の下に「例外」的に可能とする「必要最小限の武力行使」について、「法律に規定するのは困難」であるとして、法理上は無限定に拡大することを認めました。

井上氏が、「ホルムズ海峡での機雷掃海に限定する」ことの法的根拠をたざしたのに対し、安倍首相は「(新3要件の下で)どのような場合に、どのような武力行使が許されるのかは、事態の個別的な状況に照らして総合的に判断する必要がある。具体的な判断する必要がある。規定するのは困難だ」と述べました。

政府は自衛隊「合憲」論の唯一の根拠として、自衛のための「必要最小限度の実力」ということをあげてきました。「必要最小限の武力行使」が定義できないとなれば、自衛隊「合

憲」論の根拠まで掘り崩すことになり。

井上氏が「法案のどこに、海外派兵の一般的な禁止を規定しているのか」とたざしたのに対し、横畠裕介内閣法制局長官は、自衛隊法88条2項などの「武力の行使は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならない」とした規定しかあがらねず、法案のどこにも明記していません。

井上議員が「では、必要と判断するのは誰なのか」と追及。中谷防衛相は「新3要件は法律に明記されている。対応の判断は政府として判断する」と答弁し、時の政府が「新3要件」に合致し、「必要」と判断すれば、海外派兵は無限定に拡大できることを認めました。



共産党
井上 哲士参院議員

これ全部黒塗りですよ まっ黒

決まる招致国会「決まる招致国会」
徴兵制、中東想定、日米訓練

午後10時18分